

『ユダヤ慈善研究』 田中利光著、教文社、2014年

おやさと研究所准教授  
八木 三郎 Saburo Yagi

2006年に国際連合で採択された「障害者の権利条約」に批准したわが国は、障害を理由とする差別の禁止を目的とする「障害者差別解消法」を2013年に制定した。そして2016年4月1日より同法が全面施行され、社会的障壁の除去をいかにしていくのかということが具体化し、様々な障害者問題が可視化される時代となった。

そもそも「障害者」とよばれる人たちは世界のあらゆる時代、国、地域、世代、社会階層に存在し、障害者問題は等閑視できない人類の普遍的課題である。世界人口も年々増加の一途をたどるなか、障害者の人口も増加している。1981年に国連が定めた“国際障害者年”では、障害者の社会への完全参加と平等を実現すべく「法律、教育、雇用、情報、リハビリテーション」等の様々な領域での行動課題が掲げられた。その後、1993年の「障害者の機会均等化に関する標準規則」では、宗教の教義からくる「障害の否定」が障害者の社会参加を阻む要因となっていることが指摘されている。

その宗教の源流の一つでもあるユダヤ教における「慈善」思想の歴史を体系的に研究し、それを社会福祉の視点でわかりやすく刊行されたのが今回紹介する『ユダヤ慈善研究』である。

著者の田中利光氏はキリスト教の牧師である。また社会福祉の研究者であり、大学で教鞭をとる教員でもある。本書は田中氏の博士論文をまとめたものであり、主な構成は下記のとおりである。

第1章・研究序説

第2章・ユダヤ慈善における「施し」とその用語

「施し（エレエモスネー）」の語の創出と伝播

第3章・初期ユダヤ教の貧困者救済制度

「タルムード・ペア篇を中心として」

第4章・古代ユダヤ社会における病者と障害者

「宗教規定とそれに基づく処遇の分析」

第5章・古代シナゴータにおける女性指導者

「原始キリスト教との対比をとおして」

第6章・女性ディアコノスと女性の礼拝

補遺・落穂拾いと福祉文化

「フランス農村社会における共同体的慣行の一考察」

本書で特に私が注目するのは、第4章の「古代ユダヤ教における病者と障害者」である。内容は1. ユダヤ思想における罪の概念、2. 病者、3. 障害者、4. 罪のメタファーと差別、そして、まとめとなっている。

この章で田中氏は古代ユダヤ社会における病者と障害者を対象に、ユダヤ教及びユダヤ社会がどのように関わってきたのかを宗教文書を中心に分析し考察を行っている。

そのまとめとして、ユダヤ教の罪概念では原罪は否定され、罪は個人の自由意志による選択にかかっており、禍は個人の罪の結果であると分析している。原罪の概念を保持するキリスト教では、病や障害の直接的な原因は必ずしも個人に帰するものではなく、病と個人の罪との因果関係を問うものではないとし、ユダヤ教とは大きな違いがある。本書では、罪概念に基づく病者・障害者に対する処遇の特徴をユダヤ教とキリスト教との比

較から考察している。

とりわけ、古代ユダヤ社会における病者・障害者差別については、社会的弱者からの発信が極めて限定されている環境のなかで、宗教規定が病者・障害者の処遇を大きく左右するものであったとしている。たとえば、病者に関してはユダヤ教聖典（トーラー）である『レビ記』13章に重篤な皮膚病の

取り扱いについて詳細な規定が記されている。それによると、重い皮膚病の疑いがある者に対する取り扱いは、まず祭司による診断がなされ、その結果他に感染させる恐れがあるとみなされた場合、祭司が「穢れ」の宣言を行い、それによって病者は7日間隔離されることになっている。他者とは一線を画した生活が要求されるのである。隔離の期間が終わった後、祭司による検査が再度行われ、その結果、治癒したとみなされた者は祭儀への参加が許され、再検査の結果が思わしくなく、皮膚病が治癒していないと判断された場合は再び隔離されるのである。このように、『レビ記』13章では衛生上の規定が厳しく設けられており、病者のなかでも「死、血液、身体からの漏出物」といった衛生上の問題を抱える者に対しては、疾病の治癒が確認されるまでは共同体への復帰は認められなかったようである。障害者に関する記述はトーラーでは各所に散見されている。そのなかで『レビ記』21章では、祭司の家系にある障害者に対しては神に仕える祭司としては厳しく制約が定められている。しかし、一般の障害者に対しては病者に見られるような感染症の疾病ではない限り、障害そのものを理由とする祭儀からの排除はなく、比較的寛容な扱いがなされていたと田中氏は言及している。

くわえて、ユダヤ社会における「共存」、「差別」の項でも、トーラーのなかには障害者に対する思想的な偏見や差別の記録はないとしている。逆に、障害者に対しては積極的な差別の禁止を命ずる記述があり、障害者との共存を示唆する記述を確認している。それは、『レビ記』19章14節、『申命記』27章18節にみられる「障害者差別禁止命令」である。

共存を「自分も他人もともどもに生存すること」、「同時に二つ以上のものがともに存在すること」と捉えるならば、共同体にとって、それを構成する成員すべてが同じ認識のもとで障害者を受け入れることをトーラーは要求していると論じている。

欧米の社会福祉思想の原点となるのは、古代ユダヤ社会であり、「ユダヤ慈善」に遡及されることを明らかにした本書は様々な示唆に富んでいる。

